

エンゼルフォレスト那須 宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 エンゼルフォレスト那須 ドッグヴィラ kamiina-カミーナ（以下「当ホテル」という。）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
 4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。

- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）
 - ロ 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ハ 法人でその役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）のうちに暴力団等に該当する者があるもの
 - ニ 暴力団等に自己の名義を利用させ、宿泊契約を締結するものであるとき
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し、脅迫・恐喝・威圧その他暴力的要求行為が行われ、若しくは合理的な範囲を超える負担を求められたとき、又はかつて同様の行為を行ったと認められるとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 栃木県旅館業法施行条例第14条の規定する場合に該当するとき。

（宿泊客の契約解除権）

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当ホテルの契約解除権）

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからニに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団等
 - ロ 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ハ 法人でその役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）のうちに暴力団等に該当する者があるもの
 - ニ 暴力団等に自己の名義を利用させ、宿泊契約を締結するものであるとき
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 栃木県旅館業法施行条例第14条の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、超過1時間につき1棟2,000円(税別)の追加料金を申し受けま

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けま

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、5万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

附則【利用規則】

1. 当ホテルへのご持込み品のお持ち込みはお断りいたします。
 - (1) 犬以外の動物、鳥類、ペット類
 - (2) 悪臭又は騒音を発するもの
 - (3) 灯油、ガス、火薬、揮発油その他発火性、引火性のもの
 - (4) 鉄砲、刀剣、覚醒剤等の禁止薬物
2. 当ホテルを宿泊以外の目的でご使用にならないでください。
3. 未成年者のみの宿泊は、保護者の同意がない場合は、お断りする場合があります。
4. お車でお越しのお客様は、当ホテル指定の専用駐車場をご利用下さい。
5. 当ホテルの許可なく、当ホテル及び敷地内にて広告宣伝活動又は部品販売をしないでください。
6. 当ホテルの許可なく、外部から飲食物等のご注文やお持ち込みはなさないでください。
7. 客室はすべて禁煙となっております。当ホテルが指定する喫煙場所以外での喫煙はお断りいたします。
8. テレビ、ラジオ、楽器その他の騒音により、他のお客様に迷惑になる行為はなさないでください。
9. スリッパ、サンダル、パジャマ、浴衣でのレストラン等のご利用はご遠慮ください。
10. 他のお客様の迷惑となる過度の飲酒は、お断りいたします。
11. ご滞在中及び外出される際は、必ず施錠をご確認ください。
12. 当ホテル、当ホテルの従業員又は他のお客様の著作権、商標権その他知的財産権、肖像権、プライバシーその他の権利を侵害する行為はなさないでください。
13. 宿泊約款第8条により登録された宿泊者（同伴者を含む）以外の来訪客を客室に招き入れたり、宿泊させたりすること、又は来客者との面会に客室を使用することはお断りいたします。
14. 避難経路図及び各階の非常口をご確認ください。
15. 当ホテル及び敷地内の諸設備、備品等を他の場所に移動したり、加工したり、又は外部に持ち出したりしないでください。汚損、破損、紛失等の場合は、損害を賠償していただく場合があります。
16. 現金及び貴重品を含む携行品は、ご自身で管理していただくようお願い申し上げます。紛失や毀損などに対して、当ホテルでは責任を負いかねる場合がございます。
17. お忘れ物は、一定期間当ホテルで保管し、その後は法令に基づいてお取り扱いさせていただきます。なお、お忘れ物の発送にかかる費用は、お客様のご負担とさせていただきます。
18. 粗大ごみ等にあたる携行品を当ホテルに放置された場合、その処理にかかる費用を請求させていただきます。なお、チェックアウト後1週間を経過しても携行品に関するご連絡がない場合は、故意に放置されたものとみなしてお取り扱いさせていただきます。
19. お買物代、タクシー代、お荷物送料等の立て替えは、お断りいたします。
20. ご滞在中、当ホテルより精算の依頼があった場合は、その都度ご精算をお願いいたします。
21. 小切手及び外貨によるお支払い、並びに両替には応じかねますのでご了承ください。
22. ご宿泊日数を延長される場合は、新規に宿泊契約を締結するとともに、宿泊料金を一旦ご精算いただきます。
23. 当ホテル及び敷地内における下記のトラブルについて、当ホテルは一切責任を負いません。
 - (1) 敷地内（駐車場含む）での事故、盗難
 - (2) お客様同士による事故
24. 当ホテルの従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、強要、威圧的な不当要求、又は威力業務妨害等の行為はなさないでください。
25. 賭博や風紀を乱す行為、法令違反、並びに公序良俗に反する行為はなさないでください。

26. 宿泊者若しくは同伴者が暴力団並びにその構成員、又は反社会的団体並びにその団体員であると判明した場合、一切のご利用をお断りしております。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料（室料（及び室料+朝食等の飲食料））
	追加料金	追加飲食（①に含まれるものを除く）
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税（温泉地のみ）

備考1 基本宿泊料は、宿泊契約内容に準拠します。

- 2 子供料金は小学生以下に適用し、原則小学生は大人料金の70%、3歳～未就学のお子様は大人料金の50%をいただきます。なお、0～2歳のお子様については人数に含めず、宿泊料は発生しません。ただし、寝具等を希望する場合は、別途定める寝具料をいただきます。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	2～7日前	8～14日前	15日前迄
違約金比率	100%	80%	30%	20%	10%	無料

(注) 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。

3 団体客（15名以上）については宿泊契約内容に準拠します。